

## 【Q&A】

Q1 事業者登録は、事業所の所在地が近畿圏内でなくても登録できるのか。

→河内長野市民や河内長野市内の事業所が非F I T余剰電力の買取を申し込める事業者であれば、事業所の所在地は問いません。

Q2 登録すると何をしないとイケないのか。

→基本的に義務としてしなければならないことはありません。河内長野市内における再エネの導入促進及びカーボンニュートラルの実現に向け、河内長野市が実施する非F I T太陽光発電設備や蓄電池等への補助事業に、営業活動なども含め積極的にご協力いただくことを宣言いただくものです。

Q3 河内長野市以外で営業をしてはいけないのか。

→河内長野市以外の地域での営業活動を妨げるものではありません。